

林野火災注意報・林野火災警報

令和8年1月1日 運用開始

【林野火災注意報の発令基準】

1月から5月の期間において、以下の①又は②のいずれかの条件に該当する場合。

①前3日間の合計降水量が1mm以下かつ前30日間の合計降水量が30mm以下

②前3日間の合計降水量が1mm以下かつ乾燥注意報が発表された場合

※ただし、当日に降水が見込まれる場合や積雪がある場合は、この限りではない。

【林野火災警報の発令基準について】

1月から5月の期間において、林野火災注意報の発令基準に加え、強風注意報が発表された場合。

【火の使用制限について】

- ① 山林、原野等において火入れをしないこと。
- ② 煙火を消費しないこと。
(花火等、火工品を使用しない。)
- ③ 屋外において火遊び又はたき火をしないこと。
- ④ 屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の附近で喫煙しないこと。
- ⑤ 山林、原野等の場所で、喫煙をしないこと。
- ⑥ 残火(たばこの吸殻を含む。)、取灰又は火の粉を始末すること。

【林野火災注意報・警報発令時、「火の使用制限」に従わなかった場合】

林野火災注意報は、警報発令の前段階に位置付けられ、罰則の伴わない努力義務を課すものとなっております。一方で、林野火災警報は、「火の使用制限」に違反した者に対して**30万円以下の罰金または拘留**に処することが消防法で定められています。